

1章 定数・任用

○富山地区広域圏事務組合職員定数条例

昭和47年8月11日条例第6号
改正 昭和48年7月2日条例第2号
昭和55年3月14日条例第2号
昭和56年2月20日条例第2号
昭和57年3月2日条例第1号
平成26年2月14日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づく一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

80人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年7月2日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月14日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年2月20日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月2日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月14日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。